

死亡労働災害速報（2018. 8）

（建災防宮城県支部）

シャッター取り付け作業中に墜落、死亡			
発生年月	平成30年8月 21 日 正午頃		
業 種	設備工事業	事業場規模	不明
事故の型	墜落	起 因 物	設備

発生状況	<p>8月21日 大崎市内の酒造会社敷地内で、被災者(男性42歳)が、同僚とともにビニール製のシャッター(幅約4メートル、重さ約200キログラム)の取り付け作業を行っていた。</p> <p>当該シャッターは、荷揚げする機械で高さ約5.4メートルの取付位置に上げようとしていたものだが、長尺であるためその両端を被災者らが支えていた。</p> <p>被災者は、この時、工場設備の上に置かれたパレットを足場としていたが、シャッターが傾いた際にバランスを崩し、高さ3.4メートルから墜落し、胸などを強く打ち死亡した。</p> <p>被災者は、事故時、安全帯を使用していなかった模様。</p> <p style="text-align: right;">(マスコミ報道より)</p>
災害防止対策	<p>〔現在関係機関で調査中のため、類似災害に係る一般的対策を列挙します。〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設置物、作業現場、荷の状況を踏まえ、適正な使用機械、設備を選定し、合わせて作業手順を確認すること。 2. 特に重量物やバランスの悪い荷を扱う場合は、荷の形状に合わせた荷役機械を選定し、作業指揮者のもとで作業を行わせること。 3. 現地での打合せ、KYT を実施し、作業の危険とその対策について作業員で確認しておくこと。 4. 高さ2メートル以上の高所作業を伴う場合は、足場を組み立てる等の方法により作業床を設置すること。やむを得ず作業床を設置できない、作業床の手すりを臨時に外すときなどは、安全帯を取り付ける設備を設けた上で、その使用を徹底させること。 5. 高所不安定な場所での重量物の保持、受取は行わないこと。やむを得ず行う必要がある場合は、荷の安定措置※、安全帯の使用を徹底すること。 <p>〔 ※ (例) 移動式クレーン等での資材の荷揚げ時は、荷との激突、反動での墜落を防止するため、かいしゃくロープを取付ける等直接手で振れ止めは行わせない。 〕</p>